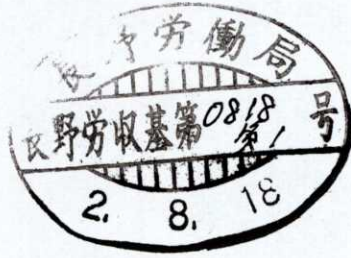


(写)

資料番号
No. 1

2020年8月18日

長野労働局長 中原 正裕 殿



長野県労働組合連合会
議長 細尾 俊彦
長野市高田 276-8 県労連会館内
電話 026-223-1683



2020（令和2）年度長野地方最低賃金審議会の 答申に対する異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。長野県最低賃金審議会は、8月5日、今年度の最低賃金の改定について、現行の848円を1円引き上げて849円にすると答申しました。コロナ禍という厳しい経済状況・地域事情、人口動静など直面する問題を踏まえて、真摯に検討を重ねられた結果であるとは拝察いたします。

しかしながら、この最低賃金額は、労働者・県民の願い・要求からかけ離れており、1日8時間、週40時間働いても、憲法25条で保障された「健康で文化的な最低限の暮らし」という人権を保障し、長野県の労働者の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申といわざるを得ません。

今回、中央最低賃金審議会が引き上げ額を示さず、地方の審議会に審議を要請したことは、コロナ禍だからこそ許されることではありません。しかし、中央の答申を受けて、長野県としては東京都などとの「最賃の格差」を是正するチャンスでもあります。コロナ禍だからこそ、エッセンシャルワーカーに多い非正規雇用労働者で最低賃金近傍の低賃金を改善するため、自主性を発揮すべきです。そうした状況下での今回の答申は、非常に残念であり、ここに異議を申し立てるものです。

私たち長野県労連は、長野最低賃金審議会に「最低生計費試算調査結果」の資料を提出致しました。その調査結果からは、「東京都でも長野県でも『最低生計費』は変わらない。」こと。同時に、現在の最低賃金は、東京都＝1,013円、長野県＝848円ですが、私たちの調査結果では「最低生計費」は東京都北区＝1,664円、長野市＝1,699円でした。従って、「長野市の最低賃金はもちろん、東京都北区の最低賃金ですら、普通に暮らすには困難である。」ことが明らかになりました。

こうした状況が続けば、若年者をはじめとする労働力の県外流出に拍車をかける一因となることは間違いありません。さらに、アベノミクスによって「雇

用によらない働き方」「非正規化」がすすみ、低賃金労働者が増え続けています。これらを放置すれば、地方の過疎化・高齢化・人口減少が加速し、地域経済のいっそうの疲弊につながります。それらを抑止し、人口減少に歯止めをかけ、地域経済を活性化させるには、労働者の賃金の引き上げと低所得者の底上げが決定的に重要です。

従って、地域別の最低賃金の格差を解消すべきであること。さらに、「最低賃金」は、「1日8時間、週40時間働けば普通に暮らせる」という生活の保障や人権の保障からも「最低賃金1,500円以上」が必要だと考えます。

県労連が取り組んでいる「最低賃金をすぐに1,500円以上に引き上げること」「全国一律最低賃金制度の確立など、地域間格差を縮小させるための施策を進めること」を求めた自治体請願では、26自治体が採択しています。(2020年1月31日現在)

以上の点から、長野県労働組合連合会として、今回の長野地方最低賃金審議会の「長野県最低賃金の改正決定について(答申)」について下記の異議を申し立てます。

記

1. 長野県最低賃金額を1円引き上げ、849円とするとした答申については不服であるため、長野県の将来のために再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、最低賃金額を生計維持にふさわしい額への引き上げを求めます。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。公益見解で述べられているように、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 異議に関する審議について、公開の場での審議を求めます。また、その際意見陳述の機会を保障してください。

以上